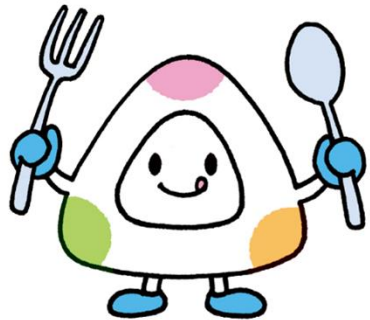
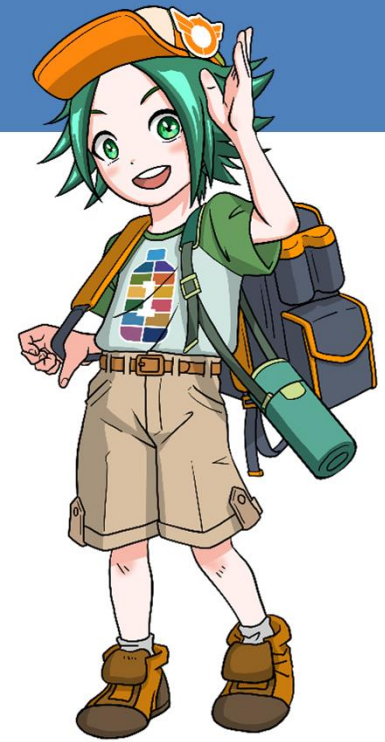


滋賀県廃棄物処理計画 五次計画の施策の現状および 六次計画の施策の方向性



「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」
キャラクター よっしーくん

令和7年3月開催の廃棄物部会の資料1-3に
六次計画の施策の方向性を  内に
追記しました。



「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」
キャラクター 湖神 挑一(こがみ ちょういち)

令和7年度第1回滋賀県環境審議会廃棄物部会
(令和7年7月28日)

滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課

重点取組・施策1 プラスチックごみの発生抑制等の推進

重点
取組

見直し

① 3Rの推進／プラスチック代替製品の使用促進

取組内容

- 滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会※において、マイバッグ携帯等を推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施
※ 事業者、県民団体、行政を構成員とする協議会
- 県内事業者に、レジ袋や使い捨てプラスチックの削減に取り組む「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の実施を呼びかけ
- 「マイボトルスポットマップ」（運営は関西広域連合）の登録促進、登録事業者の広報
- 「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」で毎月1日を「しがプラチャレンジの日」、10月を「しがプラチャレンジ推進月間」として取組方法を普及啓発
- 県ホームページに「ごみゼロチャレンジしが」（ごみ減量・資源化情報サイト）を開設して情報発信
- 事業者や団体等によるプラスチックごみ削減取組事例集の作成・公表

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

取組内容		年度				五次計画 目標値
		計画期間				
		R2	R3	R4	R5	
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	90.8	91.2	90.6	90.2	85以上
県内のマイボトル使用可 能な給水等スポット数	箇所	22	56	97	112	100

【令和5年度県民WEBアンケート結果】

- ・ 宿泊施設を利用するときは、歯ブラシ等を持参し、アメニティを使わないようにする…11.8%
- ・ 修理やメンテナンス、リメイクでプラスチック製品を長く繰り返し使う…11.9%
- ・ スーパー等で実施している店頭回収に参加し、ペットボトルや食品トレイなどを資源として回収してもらう…41.2%

【現状の評価と課題】

- ・ レジ袋の削減やマイボトルの利用が定着する一方、ワンウェイプラスチック製品の使用削減やリユースの促進については県民の意識が低い傾向にあり、県民に対してどのように行動変容を促すかが課題。
- ・ 企業等のプラスチックごみ削減の取組を拡大するためにどのように働きかけていくかが課題。

② 総合的な対策の検討

取組内容

- **プラスチック資源循環促進法**（令和4年4月施行）に関して、滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会や市町と、新たな規制品への対応やプラスチック一括回収への移行などについて**情報交換**
- 「**滋賀プラスチックごみ・食品ロス削減モデル事業補助金**」によりプラごみ削減取組に財政支援（令和4年度～）
- プラスチックごみおよび食品ロス削減に関して他者の模範となる優れた取組を表彰する「**プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰**」を実施（対象：令和2年度～ 食品ロス削減取組、令和6年度～ プラスチックごみ削減取組を追加）

取組に係る経年変化

- 【モデル事業補助金】
 令和4年度 2件
 令和5年度 1件
 令和6年度 2件（予定）
- 【プラ・食ロス表彰受賞者】
 令和6年度 5者

【現状の評価と課題】

プラスチック資源循環促進法には**プラスチック製品の回収**が記載されており、一部市町は実施しているが、実施していない市町もある。引き続き国の動向を注視しながら、市町への情報共有を行っていく。

① 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

取組内容

- 食品ロス削減に取り組む小売店・飲食店・宿泊施設を「**三方よしフードエコ推奨店**」として登録し、県ホームページなどで周知。
- 食品ロス削減をはじめとするごみの3R推進に向けて、ごみの現状やごみを減らすために必要な取組を紹介する**出前講座**を実施。
- 食品ロス削減に関して他者の模範となる優れた取組を表彰する「**食品ロス削減優良取組表彰**」を実施（令和6年度から、プラスチックごみ削減取組を対象に追加）。
- **食品ロス削減事例集**を作成し、先進的な取組や優良事例を共有、周知。
- グリーン購入や**エシカル消費**を多様な主体と連携して普及啓発、食品ロス削減の観点も含めた消費者教育を推進。

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

取組内容		年度				五次計画 目標値
		計画期間				
		R2	R3	R4	R5	R7
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	78	81	81	78	80以上
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	店	211	274	309	355	300

※県民アンケートで「知っている」と答えた人の割合

【食品ロス削減推進計画の推進に向けた指標】

取組内容		計画期間			目標
		R3	R4	R5	
食品ロス問題の認知度	%	83.2	82.5	80.3	90以上

【表彰受賞者】

令和3～5年度 3者／年、令和6年度 5者

【現状の評価と課題】

- 食品ロス削減に取り組む消費者の割合は8割程度を推移している。
- 食品ロスの発生量（次スライド参照）については、年度によっては計画目標値を達成しているものの、家庭系は微減、事業系は微減、微増を繰り返している状況であり、**引き続き食品ロス削減に関する実践行動を促進**していく必要がある。

② 食品ロスの発生量等の実態把握

取組内容

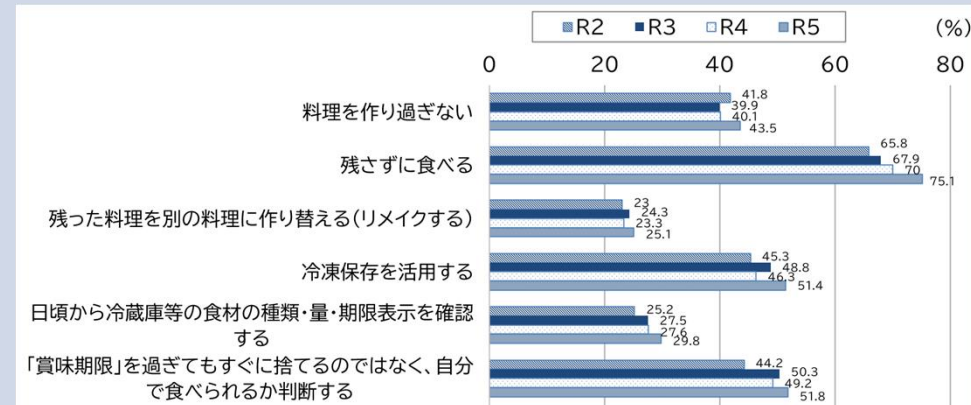
- 県内食品ロス発生量推計の算出（右の表）
- 県民の食品ロスに対する意識調査
- 家庭等における食品ロスの削減の見える化を促すため、県ホームページで食品ロスダイアリーなどの管理ツールを紹介。
- 出前講座等において、県内の食品ロス発生量等の実態を周知

取組に係る経年変化

【食品ロス削減推進計画の推進に向けた指標】

(推計値)		(数値算出年はR3～R6)				目標
		H30	R1	R2	R3	R7(2025)
家庭系食品ロス年間発生量	万t	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5
事業系食品ロス年間発生量	t	12,697	12,747	11,651	11,896	11,730

【食品ロス削減に関する意識調査（個々人の取組）】



【現状の評価と課題】

個々人の取組も進められているが、若い世代で取り組んでいない割合が高く、さらなる実践取組の周知が必要。

③ 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

取組内容

- 滋賀県庁本庁および地方機関や、フードドライブ未実施の市町、事業者と県が連携した**フードドライブ**を実施。
- 県ホームページで県内各地のフードドライブおよび**フードバンクポスト**等に関する情報提供。
- 県が備蓄している**災害救助物資**で更新を迎えた食料を賞味期限が切れる前にフードバンク団体等に**提供**。
- 県内フードバンク団体と連携してフードドライブを実施。
- 各市町、事業者、活動団体等のフードドライブの**情報を共有**し、意見交換を実施。

取組に係る経年変化

【食品ロス削減推進計画の推進に向けた指標】

取組内容		計画期間			目標
		R3	R4	R5	R7(2025)
フードバンクについての認知度	%	43.5	43.1	47.4	80以上

※県民アンケートで「知っている」と答えた人の割合

【県庁フードドライブ、連携フードドライブの実施状況】

	フードドライブ実施回数		
	県庁	連携	(連携先)
R3	4		
R4	2	2	近江八幡市、多賀町
R5	2	1	愛荘町
R6	2	2	愛荘町、(株)Fast Fitness Japan

【現状の評価と課題】

フードバンクの認知度は依然半数以下であり、食品ロスとなる食品の有効活用のため、**フードバンクの認知度を向上させる必要**がある。

① 市町災害廃棄物処理計画の策定の促進／早期の仮置き場候補地選定

取組内容

- 平成29年度に各市町の災害廃棄物処理計画のひな形となる**市町モデル**を作成し。その後、勉強会や個別相談を行い、必要な資料の提供や技術的助言を行う。
- 市町の**仮置き場選定状況の把握調査**
- 市町が仮置き場候補地として希望する**県有地**について、関係各課に使用可能性を調査するとともに、現地調査を実施。
- 市町が希望する**国有地**の現地調査を実施。
(近畿地方環境事務所事業)

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

取組内容		R2 以前	計画期間			目標
			R3	R4	R5	R6まで
市町災害廃棄物処理 計画の策定率	%	73.7	89.5	94.7	94.7	100
	市町数	14	17	18	18	19(全市町)

【仮置き場候補地選定済み市町】 68% (13市町)

② 滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しの検討

取組内容

- 「滋賀県災害廃棄物対策検討会議」に災害廃棄物処理対策の実施状況を報告
- し尿の発生量の原単位を見直したことに伴い修正（令和5年度）

【現状の評価と課題】

能登半島地震の経験等を踏まえるとともに、災害廃棄物発生量等の推計方法の変更を反映するなど、より実効性の高い計画とするために、**県の現行計画の見直しを検討**するとともに、各市町にも点検・見直しを促す必要がある。

③－1 多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保

取組内容

取組に係る経年変化

【市町、一部事務組合との連携】

- 市町、一部事務組合向けの災害廃棄物処理に係る研修会や意見交換会を実施。
- 県、市町、一部事務組合および協定締結団体が参加し、**災害廃棄物処理に係る図上訓練**や、**災害廃棄物仮置場設置運営現地訓練**を実施。
- 上記訓練等の結果を踏まえ、「**災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き**」作成（令和4年度）。
- 「**発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き**」作成（令和5年度）。
- 災害等の発生時によりごみ処理が困難になった場合に備え、県内で連携して迅速にごみ処理体制を構築することを目的とした、「**滋賀県災害等廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定**」を締結予定。

【仮置場設置運営
現地訓練実施状況】

	開催場所	参加人数※ (人)
R4	大津市	31
R5	近江八幡市	42
R6	甲賀市	29

※県内市町および県職員の数

【民間事業者との連携】

- 災害時の廃棄物処理を迅速に行うために、**事業者団体との協定を締結**。

締結日	締結先	内容
H25.8.27	滋賀県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理等
R3.1.18	滋賀県環境整備事業協同組合	一般廃棄物の収集運搬等の支援
	湖北清掃事業協同組合	
R4.11.21	滋賀県解体工事業協会	被災建築物等の解体撤去等の協力

③－２ 多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保

取組内容

【広域的な連携】

- 広域的な連携体制の構築に向けて、**近畿および中部ブロック協議会**に参画。

【現状の評価と課題】

- ・ 被災経験の少ない本県において、**研修や訓練は災害廃棄物処理の知識・スキルアップに役立っている**と評価されている。
- ・ 近畿および中部ブロック協議会への参画は、広域連携体制の構築とともに、他府県等の事例を吸収できるなど、本県職員のスキルアップにも有効。

不断の取組 1 3 Rの取組の推進（1）一般廃棄物

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に係る普及啓発／多様な資源回収ルートの利用促進／各種リサイクル法※の適正な運用

継続

※各種リサイクル法：容器リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法

取組内容

- 滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を毎年実施。
- 県ホームページに「ごみゼロチャレンジしが」（ごみ減量・資源化情報サイト）を開設して情報発信している。令和5年度に、より見やすい構成にリニューアル。
- 県内のごみに関する統計データ等をまとめた「滋賀県の廃棄物」を発行。

取組に係る経年変化

【「環境にやさしい買い物キャンペーン」参加数】

参加主体	R3	R4	R5
事業者（事業者数）	15	16	18
（店舗数）	354	73	134
団体数	12	9	7
県および市町	16	16	19

【「ごみゼロチャレンジしが」各ページ閲覧数】

ホームページ内容		R3	R4	R5
リデュース	事業者による取組事例（プラ、食ロス、3Rの先進事例）	1,557	1,455	2,597
リユース	フリーマーケットへ行こう	1,477	8,814	19,665
	修理屋さんで直してもらおう	2,363	2,469	6,446
リサイクル	提供・引受等情報（事業者の提供・引受する再生原料の情報）	278	441	888
	資源の店頭回収を利用してみよう	29,663	29,190	32,386
各種リサイクル法	各種リサイクル法に関するQ&A	1,072	954	750

【現状の評価と課題】

重点取組のプラスチックごみ、食品ロス削減の取組を中心に推進している。「ごみゼロチャレンジしが」ホームページをリニューアルした結果、アクセス数が伸びている。

不断の取組 1 3 Rの取組の推進（2）産業廃棄物

拡充

① 産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援

取組内容	取組に係る経年変化																				
➤ 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備や、当該研究開発を通じて開発・改良された製品等の販路開拓に対して、「産業廃棄物3R・循環経済促進事業」により補助。 ➤ 令和5年に、単なる減量化ではなく3Rや循環経済（サーキュラーエコノミー）をより強く意識した内容に改訂し、名称を「産業廃棄物減量化支援事業」から変更。	【採択補助事業件数】 <table><tr><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>研究開発事業</td><td>2</td><td>1</td><td>1※</td><td></td></tr><tr><td>施設整備事業</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>販路開拓事業</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table> ※後に取り下げ		R3	R4	R5	R6	研究開発事業	2	1	1※		施設整備事業		1	1		販路開拓事業				1
	R3	R4	R5	R6																	
研究開発事業	2	1	1※																		
施設整備事業		1	1																		
販路開拓事業				1																	

② 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等／排出事業者に対する普及啓発

継続

取組内容	取組に係る経年変化												
➤ 多量排出事業者※に対し、産業廃棄物処理計画書および処理計画実施状況報告書の提出指導。 ※ 普通産廃年間1,000トン以上、特管産廃年間50トン以上の排出事業者 ➤ これらをウェブサイトで公表することにより、自主的な発生抑制・再生利用・適正処理等の取組を促進。	【計画書提出数】 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>普通産廃</td><td>190</td><td>212</td><td>286</td></tr><tr><td>特管産廃</td><td>80</td><td>87</td><td>83</td></tr></table>		R3	R4	R5	普通産廃	190	212	286	特管産廃	80	87	83
	R3	R4	R5										
普通産廃	190	212	286										
特管産廃	80	87	83										

【現状の評価と課題】

「産業廃棄物3R・循環経済促進事業」の**申請件数が少ない**状況が続いている。

継続

③ 滋賀県リサイクル認定製品の利用促進

取組内容

- リサイクル産業の育成を図るため「**ビワクルエコシップ（滋賀県リサイクル認定制度）**」で、主に県内で発生する循環資源を利用して県内で製造され、一定の基準に適合する製品の認定を行うとともに、制度や認定製品の周知を実施。
- 県庁内の建設部門、物品入札部門等に、認定製品を率先して使用、購入するよう制度および製品を周知。

取組に係る経年変化

【リサイクル製品認定数】

	年度			
	R2	計画期間		
		R3	R4	R5
認定製品数	183	166	186	176

継続

④ 各種リサイクル法の適正な運用

取組内容

建設リサイクル法	➤ 6月および10月に全国一斉パトロールの実施（土木部局、環境部局、労働基準監督署）
食品リサイクル法	➤ 国からの再生利用事業計画の認定内容の通知等の周知
自動車リサイクル法	➤ 3年間で全事業場に立ち入り検査

【現状の評価と課題】

リサイクル製品の認定数は増減はあるものの横ばい傾向である。また、認定製品の需要が伸び悩んでいるとの意見もある。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進（１）一般廃棄物

継続

（R9年度広域化・集約化計画策定予定）

① 一般廃棄物処理施設の整備等

取組内容

- 市町や一部事務組合に対して、**循環型社会形成推進地域計画**の策定に係る技術的助言および情報提供を実施。
- 施設整備の進捗状況に合わせて、市町へ**循環型社会形成推進交付金**に係る助言や情報提供。

取組に係る経年変化

【「循環型社会形成推進地域計画」提出地域】
9地域

継続

② 一般廃棄物処理施設の監視指導

取組内容

- 一般廃棄物処理施設設置者に対して、原則年1回**立入検査**を実施。施設の構造基準や維持管理基準への適合状況、廃棄物の適正処理の状況を確認し、適合しない場合には改善を指導。
- 市町が設置するごみ焼却施設への立入検査において、水銀大気排出規制への対応を確認。

取組に係る経年変化

【一般廃棄物処理施設への立入検査実施数】

	R3	R4	R5
立入施設数	98	95	98
施設数	109	95	98

【現状の評価と課題】

一般廃棄物処理の広域化について、現在の計画に基づく広域化・集約化は概ね図られているが、今後の人口減少や3Rの推進等によるごみの排出量の減少、脱炭素化の推進などを踏まえた**長期的な広域化・集約化の検討**が必要。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進（１）一般廃棄物

継続

③ 最終処分場の確保

取組内容

- 大阪湾フェニックス事業※に参画し、県内の一般廃棄物処理施設の焼却灰の搬入先を確保している。

※ 近畿の自治体及び港湾管理者が出資している大阪湾圏唯一の広域・公共最終処分場。滋賀県は全域が対象地域となっている。

継続

④ 水銀廃棄物等の処理困難物の適正処理

取組内容

- 「滋賀県廃棄物適正管理協議会」で、水銀廃棄物等の処理困難物の処理について、県内の事例紹介、専門家の講演会、処理施設の視察等を実施するとともに、検討用資料の情報提供。

【現状の評価と課題】

- 大阪湾フェニックス事業については、人口減少やごみの減量化による受け入れ量の減少、物価や労働単価の上昇、基地の老朽化による設備更新費用などの経費増から、今後の収支悪化が懸念される。
- 災害廃棄物の搬入に係る考え方についても整理、検討が必要。

① 污水处理施設整備構想に基づく污水处理施設の整備等

取組内容

- 生活排水の適正処理を図るため、「**滋賀県污水处理施設整備構想**」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を市町等と連携しながら実施。

取組に係る経年変化

【污水处理人口普及率】

			年度			
			計画期間			
			R2	R3	R4	R5
污水处理人口普及率		%	99.0	99.1	99.1	99.2
内訳	下水道	%	86.9	92.1	92.5	93.0
	農業集落排水施設等	%	4.9	4.5	4.2	4.0
	浄化槽	%	4.1	2.4	2.4	2.3
	生活雑排水未処理	%	4.2	0.9	0.9	0.8

【現状の評価と課題】

- 污水处理人口普及率は99.2%（令和5年度末）であり全国2位の普及率。また、農業集落排水施設の流域下水道への統合も概ね計画どおりに進めているところ。
- 一方、人口減少等の社会情勢の変化や施設の老朽化の進行を踏まえ、**より一層効率的な運営管理に向け、下水道から合併浄化槽への転換の検討や、施設の統廃合計画の見直し**などが必要。

② 合併処理浄化槽への転換・老朽化対策・適正な維持管理等の推進

取組内容

- 市町が国交付金により実施する**浄化槽設置整備事業**に対して、**県費交付金**による**補助**。
- 県、市町、指定検査機関、業界団体の4者からなる「**滋賀県浄化槽適正処理促進協議会**」を設置し、浄化槽の適正な維持管理について協議。
- 老朽化等により改築が不可能な合併処理浄化槽の更新について、循環型社会形成推進交付金の交付対象に追加するよう、全国団体を通じて国へ要望。

取組に係る経年変化

【浄化槽設置基数】

	年度			
	計画期間			
	R2	R3	R4	R5
みなし浄化槽	12,611	12,344	9,529	9,318
合併浄化槽	18,982	18,878	18,824	18,331
全基数	31,593	31,222	28,353	27,649
新規設置基数	175	182	234	197

【現状の評価と課題】

- 合併処理浄化槽への転換が一定進んでいるが、**単独処理浄化槽が残っており、その解消が急務**。
- 今後増加が予想される**老朽化した合併処理浄化槽の更新、改築が課題**。市町が策定する長寿命化計画に基づく合併処理浄化槽の改築が国の補助対象となるが、策定している市町は1市のみ。
- 浄化槽の適正な維持管理の推進のため、**法定検査受検率の向上、保守点検、清掃の実施率の向上**が求められる。

③ し尿処理施設の適正な運用

- 取組内容
- し尿処理施設の現状について、県と関係市町、一部事務組合で構成する「**滋賀県廃棄物適正管理協議会し尿処理部会**」で情報交換。

取組に係る経年変化

【し尿処理施設でのし尿処理量】

		年度		
		計画期間		
		R2	R3	R4
し尿処理量	kL	145,846	139,821	138,345

【現状の評価と課題】

下水道普及率の上昇に伴い、し尿処理施設での処理量は減少し続けている。今後の人口減少等の社会情勢の変化も見据え、老朽化対策や広域化、流域下水道への接続など、**今後のあり方を検討する必要がある。**

取組内容

- 県民、企業、各種団体および市町と連携し、「環境美化の日」（5/30、7/1、12/1）を基準日とした環境美化運動を県内各地で展開。
- 県民、事業者等がボランティアで美化清掃を行う淡海エコフオスター制度を引き続き実施。
- 環境美化監視員を各地域に配置し、ポイ捨て防止の巡回監視、啓発を行うとともに、市町とも情報共有や連携。
- 散在性ごみの状況把握のための定点観測調査を実施。
- 県ホームページやSNSを通じて、環境美化の日の取組状況の発信やポイ捨て防止の啓発を実施。
- 県内14大学に「環境美化の日」の環境美化活動の情報を提供し、学内への周知を依頼。

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

取組内容		年度				五次計画 目標値
		計画期間				
		R2	R3	R4	R5	R7
「環境美化の日」を 基準とした環境美 化運動参加者数	人	133,812	172,321	194,802	197,019	1,200,000 (計画期間累計)

【淡海エコフオスター登録団体数】

	R3	R4	R5
活動団体数	355	354	347

【現状の評価と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による行動制限を受け、環境美化運動への参加者数は大きく減少した。徐々に回復基調にあるものの、コロナ禍以前の水準には戻っていない。
- ・ 淡海エコフオスター制度の登録団体数も、ボランティア団体の高齢化などにより減少傾向にある。
- ・ 若年層に届く啓発、広報の展開が課題。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進（4）産業廃棄物

継続

① 産廃排出事業者に対する指導・普及啓発等／水銀廃棄物の適正処理

取組内容

- 産業廃棄物関係団体や環境関係団体が開催する研修会において、廃棄物処理法の内容を周知。
- 建設業や解体業の事業者に対して、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催。
- 工場等への立入調査において、廃棄物の適正処理について指導、助言。

継続

② 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等

取組内容

- 産業廃棄物処理施設設置者や、処理業者に対して、廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」等に基づき、監視指導を実施。
- これらの事業者に対して、原則年1回立入検査を実施。施設の構造基準や維持管理基準への適合状況、廃棄物の適正処理の状況を確認し、適合しない場合には改善を指導

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

- ・ 産業廃棄物処理施設設置者および産業廃棄物処理業者等への立入検査実施数

	R3	R4	R5	目標
立入施設数	366	407	417	100%
施設数	415	408	417	(計画期間中)

- ・ 優良産廃処理業者認定数

取組内容	年度				五次計画 目標値
	計画期間				
	R2	R3	R4	R5	R7
優良認定件数	186	197	208	221	270

【現状の評価と課題】

適正処理を推進し、生活環境保全上の支障を未然に防ぐためには、継続した取り組みが必要。

③ 電子マニフェストの普及

取組内容

- 滋賀県産業資源循環協会等を通じ、電子マニフェストに係るセミナーの紹介等、電子マニフェストの利用促進を働きかけ。
- 県関係機関へ電子マニフェスト導入説明文書を送付

取組に係る経年変化

【電子マニフェストシステム登録事業者数（県内）】

		R4	R5
総加入者数		3,202	2,937
内訳	排出事業者	2,782	2,510
	収集運搬業者・処分業者	420	427

【電子マニフェスト利用率】

令和元年 54.3% → 令和5年 63.2%

【現状の評価と課題】

電子マニフェスト利用率は増加しているが、システム登録事業者数は減少傾向である。利用するには基本料金の支払いを必要とするため、特に年間の交付件数が少ない事業者にとっては、紙マニフェストに比べて費用対効果が劣ることから、導入が見送られている可能性がある。

④ PCB 廃棄物の確実な期限内処理の実施

取組内容

【高濃度PCB廃棄物】

- 滋賀県域における処分期間は令和２年度末に終了したが、散発的に新規発見されるものがあり、適正保管や登録手続き等の指導、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）と処分についての調整を行った。

【低濃度PCB廃棄物（処分期間：令和8年度末）】

- 保管事業者には計画的な期限内処理を指導
- 過去の調査において保有状況不明であった事業者等を対象に調査を実施
- 疑い物を含む自家用電気工作物保有事業者に届出提出を指導
- 電気保安関連団体の協力により、PCB含有電気工作物を保有している可能性のある事業者に対して周知
- 県機関に対する説明会を開催するとともに、専門家を派遣しての現地調査を実施。保管中の所属については処理状況や処理の予定を把握し、必要に応じて助言。

取組に係る経年変化

【PCB廃棄物等保有事業場数】

	R3	R4	R5
事業場数	302	270	255

【現状の評価と課題】

- ・ 高濃度PCB廃棄物は、令和7年度はJESCO北海道で処理されるが、その後に発見された場合、何らかの代替的な処理が決定するまでの期間、無期限に適正保管を継続させる必要がある。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は、処分期間の終了が迫っているが、未把握のものが残存している可能性がある。長期にわたって保管し続けている事業者には、期限内処理に係る指導を強化していく必要がある。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進（４）産業廃棄物

継続

⑤ 石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理

取組内容

- パトロールの実施（土木部局、環境部局、労働基準監督署）
- 建設事業者等を対象とした講習会において適正な処理方法を周知

取組に係る経年変化

【建設リサイクル法に基づく指導状況】

	R3	R4	R5	R6
立入検査	39	78	91	102
助言	1	0	6	1

（大気汚染防止法の改正により、令和4年4月から石綿含有建材の有無の事前調査結果の都道府県等への報告、令和5年10月から有資格者による石綿事前調査が導入）

継続

⑥ 産業廃棄物最終処分の方角性

取組内容

- 令和5年10月に公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型処分場）の受け入れ終了。
- 管理型産業廃棄物は県外で処分せざるを得ない状況のため、事業者が処分場を探す際の参考となるよう、全国最終処分場の一覧を県ホームページに掲載。
- 大阪湾フェニックスの拡張計画（第3期事業）や民間による管理型最終処分場の建設の予定や進捗の情報を収集。

取組に係る経年変化

【産業廃棄物の減量に係る目標の達成状況】

		年度			五次計画 目標値
		計画期間			
		R2	R3	R4	R7
総排出量	万t	383	397	389	参考指標 385
最終処分量	万t	10.7	10.9	10.1	9.8

【現状の評価と課題】

リサイクルの進展等により、産業廃棄物の排出量および最終処分量は、今後微減で推移する見込みである。整備費用等の負担や地元との同意を含め、公共関与による新たな候補地の選定は困難と考える。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進（５）不法投棄対策等

重点
取組

継続

（無人航空機（ドローン）の活用）

取組内容

- 職員による巡回パトロールおよび民間委託事業者による休日・夜間パトロール
- 監視カメラによる24 時間監視
- 無人航空機（ドローン）を活用した上空からの現状確認
- 近隣府県との県境における産業廃棄物運搬車両を対象とした路上検査
- 電話、FAX、メール、しがネット受付 による通報に対応した「不法投棄110 番」の設置
- 地域パトロール隊の設置
- 日本郵便等との不法投棄の情報提供に関する協定の締結

取組に係る経年変化

【取組に係る目標】

		R3	R4	R5	目標値
新規発生件数 (大津市除く)	件	113	72	53	—
発生年度内解決率	%	78.0	88.9	71.7	85以上 (計画期間中)

【現状の評価と課題】

- 不適正処理事案の新規発生件数は減少傾向にあり、廃棄物処理法に基づく適正処理の意識が徐々に高まっていると考えられる。
- 一方で、発生年度内に解決しない継続案件はおおむね横ばいであり、指導を行っても行為者の資力不足等で長期にわたって改善されない状態が継続する傾向がある。

不断の取組 2 廃棄物の適正処理の推進

(6) 旧R Dエンジニアリング社最終処分場問題への対応

継続

取組内容	取組に係る経年変化
➤ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき策定した「特定支障除去等事業実施計画」において保全上達成すべき目標として定めている、下流地下水が環境基準を超過しないこと等を確認するため、2年間（令和3～4年度）の水質調査やガス調査を実施し、計画に定める目標の達成を確認。 ➤ 目標達成の確認後は、地元自治会との協定に基づく対策工事の有効性および旧処分場の安定化のプロセスの確認をするための評価方法を検討のうえ、確認を進めている。	【下流地下水の測定結果】 自然由来の1地点のひ素を除き、2年以上連続して地下水環境基準に適合。

【現状の評価と課題】

- 対策工事後も旧処分場には廃棄物が残存していることから、**引き続き旧処分場の水処理等の維持管理を継続**していく必要がある。
- 実施計画の目標達成確認後は、周辺自治会との二次対策工事にあたっての協定書に基づき、工事完了後5年後に当たる令和7年度末までのモニタリング結果を踏まえて対策工事の有効性を確認する必要がある。

不断の取組 3 循環型社会の進展につなげる施策の推進

① 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用／CO₂ネットゼロ・オフィス滋賀の運用

継続
(庁内各課と連携)

取組内容

- 県の組織が行う事務事業における**省エネルギーや省資源等の取組**を推進。
- 施設の新築・更新時の原則ZEB Ready※化、照明のLED化や高効率空調の導入等による施設・設備の**省エネルギー化の推進**。
※ ZEB（ゼブ）はNet Zero Energy Buildingの略称。ZEB Readyは従来の建物で必要なエネルギー消費量から50%以下まで削減した建築物。
- 太陽光発電設備の導入による**再生可能エネルギーの利用促進**。
- 公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進、次世代自動車の導入により、**公用車燃料使用量の削減**を推進。
- 電子決裁や会議のペーパーレス化、ICT 機器の活用等の取組により**用紙購入量の削減**を推進。

取組に係る経年変化

【県庁における温室効果ガス排出量】

	R3	R4	R5
CO ₂ 排出量 t-CO ₂ ※	140,143	129,552	125,837

※ 温室効果ガスの排出量を表す単位で、二酸化炭素換算の重量で表したものの。

継続
(庁内各課と連携)

② 公共施設の老朽化対策

取組内容

- 建設廃棄物の発生抑制を図るため、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を実施。

取組に係る経年変化

【長期保全計画に基づく長寿命化工事件数】

	R3	R4	R5	R6
施設数	64	67	72	55

不断の取組 3 循環型社会の進展につなげる施策の推進

継続

(庁内各課と連携)

③ 環境関連産業の振興

取組内容

- 水環境ビジネスやCO₂ネットゼロにつながるイノベーションの創出や技術開発を支援を通じ、持続可能な社会の実現につながる環境関連産業の振興を推進。
- 「プロジェクトチャレンジ支援補助金」において、廃棄物の削減や循環型社会の進展につながる技術をはじめとした、県内中小企業等の開発に要する経費の一部を助成。

取組に係る経年変化

【廃棄物の削減や循環型社会の進展に資する採択テーマ数】

	R3	R4	R5	R6
関連するテーマ数	2	2	0	2
全採択数	23	13	8	6

継続

(庁内各課と連携)

④ バイオマス利活用の推進

取組内容

- | 取組内容 | 取組に係る経年変化 |
|-----------|--|
| 木質バイオマス | ➤ 素材搬出量拡大の取組や未利用材の搬出に対する支援
➤ 新たな製品開発等のための研究に対する補助 |
| 家畜用飼料、家畜糞 | ➤ 「滋賀県における家畜排せつ物の利用の推進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物管理の適正化を推進
➤ 「家畜ふん堆肥マッチング推進事業」により、耕種農家への完熟堆肥の供給を促進。
➤ 地域内での堆肥と家畜用飼料の交換など、耕種農家と畜産農家の連携（耕畜連携）を推進。 |
| 廃棄物系バイオマス | ➤ 「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」により、県内排出の廃棄物系バイオマスを地域に還元させる取組で実績を上げる廃棄物処理業者・団体を奨励。 |

取組に係る経年変化

【家畜糞堆肥の耕畜連携による利用率】

	R3	R4	R5
利用率 %	71	66	70

【奨励件数】
2件（廃食用油、木質系廃棄物）

不断の取組 3 循環型社会の進展につなげる施策の推進

継続

(庁内各課と連携)

⑤ 環境学習の推進

取組内容

- 廃棄物に係る諸課題を認識し、ライフスタイルの変容につながるような普及啓発を、各取組で推進。

取組に係る経年変化

【環境学習関連事業のうち「循環型社会づくり」に関連する事業数】

	R3	R4	R5
事業数	21	29	33

継続

(庁内各課と連携)

⑥ 持続可能な社会を目指した消費者行動の促進

取組内容

- 人や社会、環境に配慮した消費行動である「**エシカル消費**」について、イベント等で啓発。
- 一般向けおよび小中学生向けの**エシカル消費啓発冊子**を作成。一般向けは図書館、高等学校やイベント等で配付。小中学生向けは、授業等で活用いただけるように県内の小中学校等に配付。
- 依頼に応じて**出前講座**を実施。

取組に係る経年変化

【「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合】

		R3	R4	R5
割合	%	70.4	68.1	60.8

① サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

取組内容

- 製品におけるサーキュラーエコノミーに向けた工夫を直接消費者に伝える場としてサーキュラーエコノミー促進・啓発イベントを開催（令和5年度～）
- 製造業等（動脈産業）と廃棄物処理業（静脈産業）の相互理解を深め、動静脈連携による処理・リサイクルしやすい製品の開発などを促すためのセミナーを開催（令和6年度）
- 令和7年度より、まだ使えるが廃棄されている資源に着目し、廃家具等を対象にして、集積→整備（修理）→再利用（販売）の実証事業を実施し、リペア、リユースの課題、解決方法を明らかにして、新たな資源循環の経済システムの構築を目指す。

② 滋賀県産業廃棄物税

取組内容

- 県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を一定量以上搬入した事業者から税を徴収し、産業廃棄物の発生抑制や、再生利用の促進、適正処理の推進等の費用に充て、資源循環型社会づくりを推進するため、平成16年に導入。
- 滋賀県税政審議会にて5年ごとにあり方を検討している。令和5年度の審議の結果、この先5年間は現行制度を維持するが、次期検討課税方式の違いによる効果分析を行い、現在の申告納付方式を継続するか、特別徴収方式に変更するか検討するよう答申された。

取組に係る経年変化

【税収額】

		年度			
		計画期間			
		R2	R3	R4	R5
税収額	千円	31,492	46,219	50,523	56,605

【現状の評価と課題】

令和5年のクリーンセンター滋賀の廃棄物の受け入れ終了に伴い、**税収の減少が想定**される。